

保管場所証明に関するお知らせ



令和7年4月1日から自動車保管場所関係の各種事務が変更となります

1 自動車保管場所標章の廃止 (ステッカー)

※ 保管場所制度は存続するため、申請や届出は必要です。



2 手数料の変更



現行 令和7年4月1日以降

普通車 申請	申請手数料	2,200円	➡	2,550円
	標章交付手数料	550円		廃止
軽自動車 届出	標章交付手数料	550円	➡	廃止

※ 標章が廃止となるため、届出は再度の来署の必要がなくなります。

3 証明書の交付予定日の確実な確認

証明書の交付予定日を通知するので、手続きの際は、**要確認**
交付予定日を確実に確認して来庁するようにしてください。

※ 不明点は、最寄りの警察署又は北海道警察本部交通規制課（企画・許可係）まで